

宮崎県津波浸水想定更新等業務委託仕様書

1 業務の目的

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）（以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、平成 25 年 2 月に設定し、令和 2 年 2 月に一部更新した津波浸水想定について、最新の知見及び最新の地形データ等を踏まえた更新を行うとともに、法第 53 条第 1 項に基づく津波災害警戒区域指定のため同条第 2 項に規定される基準水位を明らかにし、本県における津波防災地域づくりの推進を図る。

2 業務の名称

宮崎県津波浸水想定更新等業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4 使用する主な技術基準等

次に掲げるもののほか適切な技術基準に基づき、業務を実施する。

- ・津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.11（2023 年 4 月、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）
- ・南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（平成 24 年 8 月）

なお、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会及び南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける検討結果等が発表されたときは、当該内容を踏まえる。

5 資料の貸与等

県が受託者に貸与する資料等は、協議により決定する。なお、受託者は、貸与された資料等の取扱い及び保管については慎重に行うとともに、業務終了後は速やかに県に返却する。

6 業務委託の内容

（1）計画準備

業務の実施概要、実施方針、作業工程、実施体制、品質管理計画等を検討し、業務計画書として取りまとめる。

（2）協議打合せ等

業務着手時、中間時 2 回、成果品納入時の計 4 回、原則として業務を管理する技術者の立会いの下、打合せを行う。また、打合せ後は速やかに記録を作成する。

（3）津波の予測

本県で想定される最大クラスの津波について、最新の知見及び最新の地形データ等による津

波浸水シミュレーションを行い、津波による浸水の区域及び水深並びに基準水位を明らかにする。その後、関係市町による現地の確認及び調整を行った上で、結果を確定する。また、浸水の区域及び水深については、現行の津波浸水想定との比較分析を行う。

なお、津波予測の手法、計算モデル及び計算条件等については、次年度以降に最大クラスの地震に対する地震動予測及び地震・津波被害想定を実施した場合に手戻りのないものとする。

(4) 津波浸水想定図等の作成

(1)に基づき、津波浸水想定図、浸水開始予測図及び浸水 30 分以内 30cm 以上想定地域分布図等を作成する。

(5) 津波災害警戒区域図等の作成

(1)に基づき、県が保有する津波災害警戒区域図（素案）等の基準水位を更新し、津波災害警戒区域図等を作成する。

(6) その他データ等の出力

(1)に基づき、今後の防災・減災対策に活用するためのデータ（時系列データ等）等を入力する。

(7) 納品データの作成等

(4)～(6)の成果品は、県ホームページ、宮崎県オープンデータカタログサイト及びひなたGIS上で公開することを前提とし、それぞれに適切な納品データを作成する。また、作成したデータを、容量に応じた適切な媒体により納品する。

・宮崎県オープンデータカタログサイト：<https://odcs.bodik.jp/450006/>

・ひなたGIS：<https://hgis.pref.miyazaki.lg.jp/hinata/>

なお、成果品作成のために使用したデータについても納品することとし、将来の問合せ等のため受託者においても保管しておくこと。

(8) 宮崎県防災会議地震専門部会の資料作成等

本業務における検討について宮崎県防災会議地震専門部会に諮るため、審議に必要となる資料を作成するとともに、同部会に対する説明を行う。なお、同部会は委託期間中に3回を予定する。

(9) 報告書の作成

本業務の報告書を作成する。

7 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部危機管理局危機管理課南海トラフ・大規模災害対策担当（担当 池野、久保田）

8 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたっては、十分な専門的知見に基づき、確実な成果が得られるようにすること。
- (5) 本業務を実施する中で業務の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができるものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、決定するものとする。